

静岡県告示第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年7月21日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

袋井市

2 都市計画事業の種類及び名称

中遠広域都市計画下水道事業 袋井市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成5年1月29日

至 令和11年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成5年静岡県告示第103号、平成7年静岡県告示第999号、平成10年静岡県告示第666号、平成12年静岡県告示第506号、平成13年静岡県告示第841号、平成14年静岡県告示第1042号、平成17年静岡県告示第1114号、平成19年静岡県告示第790号、平成19年静岡県告示第791号、平成25年静岡県告示第412号、平成25年静岡県告示第413号、平成27年静岡県告示第875号、平成30年静岡県告示第633号、令和4年静岡県告示第273号の事業地に、静岡県袋井市大字徳光字深田及び字佐ノ前並びに大字堀越字小松作、字谷田及び字権現並びに大字小山字佐ノ前及び字古深田並びに大字土橋字東道下並びに大字西田字西色子及び字東色子並びに大字新池字西尾平、字東尾平、字東宮田、字宮田、字番匠免、字朝日、字北高木、字北半地口、字半地口、字下柳田、字四反田、字一丁田、字北小池及び字南小池並びに大字愛野字山田川及び字鷺ノ谷を加え、同大字久能字清ヶ谷、字明光及び八反田並びに大字堀越字牛ヶ谷、字堀切、字深田、字出崎、字上法事、字左ノ前及び字長面並びに大字山科字豊田並びに大字川井字八ツ木並びに大字西田字差出並びに大字新池字三反田、字一本木、字会下屋敷、字舟原、字油木及び字南高木並びに大字愛野字東野原並びに大字豊沢字金山及び字天神前並びに大字諸井字山田地内において事業地を変更する。